

特定非営利活動法人桜 on プロジェクト会員規約

(会員規約の適用)

第1条 特定非営利活動法人桜 on プロジェクト（以下「当法人」という。）は、定款第2章「会員」の定めるところにより、会員が当法人の運営および事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にし、もって当法人の運営を円滑に行うために、本規約を定めるものである。

2 また当法人が随時発行する諸規定も、本規約の一部を構成する。

3 入会と同時に本規約遵守を義務づける。

(会員)

第2条 本規約にて用いる会員とは以下に記述する全ての会員の総称とする。

2 正会員とは、当法人の目的及び趣旨に賛同し、別に定める入会金及び年会費を納め、代表理事に入会を認められた個人及び団体の会員をいい、特定非営利活動促進法上の社員とする。

3 賛助会員とは、当法人の目的及び趣旨に賛同し、当法人の事業を賛助するために入会手続きを終了し入会した個人及び団体とする。

(入会申し込み)

第3条 入会申し込みには、代表理事が定める入会申請書に必要事項を記入提出し、別に定める入会金及び年会費を納めるものとする。

(入会の成立)

第4条 入会は、前条に定める入会申し込みを、代表理事が承認して成立する。

(入会の拒否)

第5条 当法人の代表理事は、入会申込者が次の各号に該当する場合は入会を認めない。

(1) 入会申請書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合

(2) 入会申込者が本規約に同意しない場合

(3) その他、前各号に準ずる場合で、代表理事が入会を適当でないと判断した場合

(入会金及び年会費)

第6条 会員は、入会金及び年会費を納入するものとする。

2 会員の入会金は0円とする。

3 正会員の年会費の額は、1口24,000円とし、1口以上を負担するものとする。

4 賛助会員の年会費の額は、1口12,000円とし、1口以上を負担するものとする。

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格有効期間は、入会月を含め12カ月とする。

2 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申請書の提出を受け付け、入会を承認した日とする。

(会員の権利)

第8条 正会員は、社員総会において1会員につき1議決権を有し、活動及び事業に参画すると共に当法人設定の手段により情報提供及び情報交換の場に参画できる。

2 賛助会員は、社員総会における議決権を有しないが参考意見を述べることができ、活動及び事業に参加すると共に当法人設定の手段により情報提供及び情報交換の場に参画できる。

3 会員は別に理事会が定める会員特典を受けることができる。

(会員種類の変更)

第9条 会員は、代表理事が認めた場合に会員種類を変更することができる。但し、正会員より賛助会員への変更については、会費の差額は返還しない。また、賛助会員より正会員への変更については、会費の差額分を支払わなければならない。

(遵守事項)

第10条 当法人の行う活動または事業に参加、参画する会員は、以下の各項を遵守しなければならない。

(1) 守秘事項

ア 当法人の活動または事業に悪影響を及ぼすような情報を、部外に漏らさないこと。

イ 個人情報保護法に抵触する行為をしないこと。

(2) 著作権等

ア 当法人の行う活動及び事業において使用する教材及び販促品等の著作権は、すでに著作権の確定している他団体の作成した教材等を除き、全て当法人に属することとする。

イ 教材及び販促品等を新規に制作する必要がある場合には、事前に著作権の帰属を含み制作要領等について双方の協議によって決定する場合を除き、全て当法人に属することとする。

(3) 商号等の利用

ア 当法人の商号等は、当法人が契約主体となる事業及び活動以外には使用してはならない。

(会員の資格喪失)

第 11 条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を喪失させることがある。この場合には、当法人は、当該会員に対し、支払済みの会費等の金員を返還しないこととする。

(1) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき

(2) 会員本人の死亡・会員法人が消滅したとき

(2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき

(3) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき

(4) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

(5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(6) 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき

(7) この会員規約に違反した場合

(8) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合

(届出事項の変更)

第 12 条 会員は氏名・住所等の申し込み内容に変更があった場合、速やかにその内容の変更を当法人に届け出ることとし、届け出がない場合は会員特典が受けられなくなることがある。

2 団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に届け出る必要があり、届け出がない場合は会員特典が受けられなくなることがある。

(会員資格の継続)

第 13 条 当法人は、会員有効期間が終了する前月までに継続のための案内を会員に通知する。

2 会員資格は、会費の払込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとする。

3 正会員については、代表理事の承認をもって成立する。

(退会)

第 14 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。ただし、当該会員に対して、支払済みの会費等の金員を返還しないこととする。

(損害賠償)

第 15 条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員に対し、当法人が受けた損害の賠償を請求することがある。

2 会員資格が解除された場合においても、前項の規定は継続する。

(免責事項)

第 16 条 当法人は、会員及び会員相互、会員と第三者との間で生じたトラブルに関しては、一切責任を負わないものとする。

2 当法人は、当法人の提供する事業の中止、停止等から被る損害について一切の責任を負わないものとする。

3 当法人を通じて会員へ提供する情報については、すべて会員の責任のもとで使用される

ものとし、その完全性、正確性、確実性、有効性、安全性等につき、当法人は一切の責任を負わないとする。

(会員情報の取り扱い)

第 17 条 会員が申込書、アンケート等に記載した情報(以下「会員情報」という。)を厳重に保管する。当法人は、正当な理由がある場合を除いて第三者に会員情報を開示しない。

(規約の変更)

第 18 条 当法人は、当法人の円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

(定款による規約の準拠)

第 19 条 この規定に定めない事項及び運用については、別途定められるところの定款に準じて定められる。

(細則)

第 20 条 本規約に定めのない事項及び事務遂行上必要な細則が生じた場合は、代表理事が定めるものとする。

(準拠法)

第 21 条 本規約の解釈及び当法人に関するあらゆる事項に関する争いに関しては、日本国法を適用し、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。